平成２５年（フ）第１５９８号
さいたま市緑区原山２丁目１番28号
破産者　株式会社アクエルヤサカ
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１１号
名古屋市南区六条町４丁目78番地
破産者　折見鉄工株式会社
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３３号
愛知県知多郡武豊町字下田43番地の10
破産者　有限会社立寿司
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３９１号
名古屋市西区中小田井５丁目242番地
破産者　株式会社シオンフーヅ
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４号
名古屋市昭和区福江１丁目13番９号
破産者　ダイヤプロセス株式会社
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８１号
愛知県小牧市外堀１丁目98番地コーポドンキー５号
破産者　有限会社ステップエイワ
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２９号
名古屋市港区小碓２丁目５番地
破産者　有限会社金田工作所
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２２２号
大阪市西成区南津守６丁目７番37号
破産者　有限会社有光木工所
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５号
大阪市福島区野田２丁目８番15号
破産者　大阪水産物発送株式会社
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６７１号
大阪府寝屋川市点野５丁目４番47号
破産者　株式会社クリスタルエース
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３７５号
大阪府寝屋川市大成町32番１号
破産者　株式会社大和土建（旧商号ワイドワン株式会社）
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１４号
大阪市西区北堀江１丁目３―７　倉商ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市上田７丁目７番２号
破産者　株式会社ａｒｏｏｔ
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４８号
大阪市淀川区三国本町１丁目14番32―1504号
破産者　株式会社滴水舎
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６３０号
大阪府摂津市鳥飼上４丁目８番22号
破産者　株式会社関畿物産
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７０９号
大阪市鶴見区放出東３丁目６番２―1115号
破産者　有限会社ＫＧＯ
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０号
堺市美原区太井404番地18
破産者　株式会社小西鉄工ム店
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７８号
神戸市長田区長者町17―６
破産者　株式会社エムラックハマダ
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２号
神戸市西区櫨谷町栃木214番地
破産者　有限会社協永建設
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
東京都八王子市堀之内２丁目13番地16カーサ・コラムナ201号
破産者　落合　直隆
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２８８号
東京都八王子市堀之内２丁目13番地16カーサ・コラムナ201号
破産者　落合めぐみ
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９１号
静岡県浜松市北区都田町9615番地の３
破産者　株式会社ファンクアート
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
岡山市中区米田283番地
破産者　株式会社五星貿易
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８号
岡山市中区乙多見116番地
破産者　横山　英雄
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部